

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社
(コード番号 1969 東証第 1 部)
代 表 者 役職名 取締役社長
氏 名 大内 厚
問合せ先責任者 役職名 常務執行役員
経理本部長兼総務本部担当
氏 名 島 泰光
TEL (03) 3255-8212
(U R L <http://www.tte-net.co.jp>)

**役員退職慰労金制度の廃止および
取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ**

当社は、平成 23 年 3 月 18 日開催の取締役会の決議および平成 23 年 4 月 20 日開催の監査役会における監査役の協議により、役員退職慰労金制度を廃止することを決定しております。あわせて、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入することについて、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 131 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本定時株主総会において第 3 号議案（取締役 11 名選任の件）が承認可決されますと、本新株予約権の割当てを受けることとなる取締役は 11 名となります。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

つきましては、本定時株主総会において第 3 号議案（取締役 11 名選任の件）が原案どおり承認可決された場合に重任される取締役 8 名および第 4 号議案（監査役 1 名選任の件）が原案どおり承認可決された場合に重任される監査役 1 名ならびに在任中の監査役 3 名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、当該各役員の退任時に実際の支払いを行う予定であります。対象となる取締役および監査役に対する退職慰労金の打切り支給につきましては、本定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプション制度を導入する理由

当社は、取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象として株式報酬型ストックオプション制度を導入いたします。

3. 株式報酬型ストックオプションの報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額につきましては、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 130 回定時株主総会において 1 事業年度 5 億 50 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、本定時株主総会において再度株主の皆様のご承認を得て、当該報酬限度額内において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を 1 事業年度 30 百万円の範囲内といたしたく存じます。

この株式報酬型ストックオプションは、新株予約権の目的である株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権を発行し、取締役に割り当てるものです。また、株式報酬型ストックオプションの付与は、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて当該金銭報酬請求権による相殺をすることにより行われます。

株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額の範囲は、今回の役員退職慰労金制度の廃止等の事情を勘案して定めております。

4. 株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合、およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 55,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

(2) 新株予約権の総数

550 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として、当社取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者（以下「新株予約権者」という。）は、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日以内（10 日目の日が営業日でない場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

その他行使の条件については、取締役会決議に基づき定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

上記(1)から(7)までの事項の細目およびその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(注) 上記の内容については、本定時株主総会において第 7 号議案（取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬等の額および内容決定の件）が承認可決されることを条件としております。

(ご参考)

当社は本定時株主総会終結の時以降、上記の(1)および(3)から(7)の点について、上記の各新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価額を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以上